

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第50号

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(5)の2 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(6)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 男性の<u>会計年度任用職員</u>の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、男性の<u>会計年度任用職員</u>が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 男性の<u>フルタイム会計年度任用職員</u>の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、男性の<u>フルタイム会計年度任用職員</u>が配偶者の出産に伴い必</p>

付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産のための入院日から出産後14日以内の期間内における2日以内

(11) 男性の会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（条例第4条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。次号において同じ。）

（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日以内

(12)から(20)まで （略）

2 （略）

3 パートタイム会計年度任用職員の第1項第10号及び第14号の特別休暇は有給とし、同項第20号に該当する特別休暇は有給又は無給とし、その他の特別休暇は無給とする。

4 第1項第5号の2及び第10号から第13号までの特別休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合にお

要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産のための入院日から出産後14日以内の期間内における2日以内

(11) 男性のフルタイム会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（条例第4条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。次号において同じ。）（配偶者の子を含む。）を

養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日以内

(12)から(20)まで （略）

2 （略）

3 パートタイム会計年度任用職員の第1項第14号の特別休暇は有給とし、同項第20号に該当する特別休暇は有給又は無給とし、その他の特別休暇は無給とする。

4 第1項第10号から第13号までの特別休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合にお

する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 5から7まで (略)	いて、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 5から7まで (略)
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務部人事課)